平成２２年（フ）第２１４３号
福岡県春日市春日原東町４丁目41番地２
債務者　佐々木昭代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５３号
福岡市早良区原５丁目15番15―506号
債務者　齋藤　優子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１５７号
福岡市早良区野芥７丁目43番24号
債務者　藤本　正広
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９１号
福岡市博多区板付３丁目７番807号
債務者　一木千代美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６号
大分県日田市前津江町大野2177番地２しおじ苑
債務者　髙尾アサ子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１０２号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田2285番地
債務者　中村由加里
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
鹿児島県薩摩川内市中郷町6560番地　中郷住宅25号棟84号室、前住所鹿児島市坂之上５丁目８番35号　吉窪アパートＢ―５号
債務者　有村　裕一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4544番地104号
債務者　今藤　葉月
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5315番地１、前住所鹿児島県出水市下鯖町1924番地６
債務者　水引電設こと　染川　俊郎
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
鹿児島県薩摩川内市永利町2064番地３
債務者　鶴永美千代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
鹿児島県出水郡長島町諸浦1744番地１、前住所鹿児島県出水郡長島町諸浦47番地
債務者　敷波　朋美（旧姓濵島）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
北海道苫小牧市日新町４丁目５番１―106号
債務者　木村　敬志
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３４号
北海道勇払郡厚真町字上厚真211番地の３
債務者　今野日出幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０８５号
宮城県多賀城市下馬１丁目11番２号
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９６号
仙台市泉区天神沢１丁目18番35―506号
債務者　大滝　一樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０９号
宮城県多賀城市桜木３丁目５番Ｃ―24号
債務者　小林　計次
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２４号
宮城県亘理郡亘理町字北新町26番地１　コーポ花の森101
債務者　遠藤　三雄
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５２号
宮城県宮城郡利府町加瀬字北窪25番地２
債務者　郷右近まり子（旧姓庄子）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係